

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年5月1日 17時30分ごろ
発生場所	山形県遊佐町吹浦漁港南方沖 吹浦港西防波堤灯台から真方位164°500m付近 (概位 北緯39°04.0′ 東経139°51.9′)
事故の概要	漁船日吉丸は、投網作業中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年5月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 日吉丸、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	YM3-4995（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3 海象：波向 北西、波高 約1.5m、水温 約12℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、吹浦漁港南方沖において、船首を南方に向けて後進しながら刺網漁の投網作業中、右舷方から高い横波を受けて船体が持ち上げられ、左舷側に転覆した。</p> <p>船長は、転覆した本船にしがみついていたところを陸上の釣り人に目撃されて海上保安庁に通報され、同庁から出動要請を受けた水難救済会所属の漁船に救助された後、救急車で病院に搬送され、低体温症等と診断された。</p> <p>船長は、出港する際に海象状況を見て、これぐらいの波高であれば投網できると思って出港したが、本事故時、予想していたよりも高い波が発生したので、本船のような小型船では出港の可否を慎重に判断すべきであったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本事故当時、カップ及び救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、吹浦漁港南方沖で投網作業中、右舷方から波高約1.5mの波を受けたことから、左舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、吹浦漁港南方沖で投網作業中、右舷方から波高約1.5mの波を受けたため、左舷側に転覆したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型の船舶は、風波の影響を受けやすいので、^{たん}堪航性、気象、海象等を考慮し、出航の可否を慎重に判断すること。